

小城市青少年育成市民会議規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、小城市青少年育成市民会議と称する。

(事務局)

第2条 この会議の事務局を、小城市教育委員会生涯学習課内に置く。

第二章 目的および事業

(目 的)

第3条 この会議は、広く市民の総意を結集し、国、県及び小城市の施策と呼応して青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 青少年の健全育成を図るための市民会議の推進
- (2) 青少年の健全育成を図るための地域組織活動の推進
- (3) 各地域における青少年育成団体への育成援助
- (4) 青少年団体の育成及びその加入促進のための諸活動
- (5) 体育及びレクリエーションを援助するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育及び社会教育の緊密な連携を保つための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図る諸活動
- (10) 青少年育成のための調査研究、情報の収集ならびに提供
- (11) 市行政機関、青少年育成関係団体などへの提言・要望
- (12) その他、この会議の目的を達成するために必要な事業

第三章 組織及び運営

(構 成)

第5条 この会議は、青少年関係機関及び各種団体をもって構成する。

2 この活動を推進するために、芦刈地区青少年育成会、牛津地区青少年育成会、三日月地区青少年育成会、三里校区青少年育成会、晴田地区青少年健全育成会、岩松地区青少年健全育成会及び桜岡地区青少年健全育成会を設ける。

3 前項の育成会の運営については、各育成会で決める。

(機 関)

第6条 この会議に次の機関を置く。

- (1) 理事会（総会）
- (2) 常任理事会

(理事会)

第7条 理事会は、全市民を代表する最高の決議機関で、各育成会の役員の代表者及び加入団体・機関の代表者をもって構成する。

2 理事会は、毎年1回以上会長が召集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する事
- (3) 規約の改廃に関する事
- (4) その他、理事会が必要と認めた事

(常任理事会)

第8条 常任理事会は、会長・副会長・常任理事・各育成会事務局で構成し、次の事項を処理する。

- (1) 各育成会の連絡調整
- (2) 業務運営に関する事
- (3) 理事会から委任を受けた事項

2 常任理事会は、会長が招集する。

(部 会)

第9条 この会議に専門的事項を協議し、事業を行うための部会を設けることができる。

2 部会の設置については、常任理事会で決める。

(議 決)

第10条 理事会、常任理事会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。

2 市民会議の諸会議は、副会長が議長をつとめる。

第四章 役員及び事務局

(役 員)

第11条 この会議に、次の役員を置く

- (1) 顧 問 1名
- (2) 会 長 1名
- (3) 副 会 長 若干名
- (4) 常任理事 16名以内
- (5) 理 事 35名以内
- (6) 監 事 2名

(役員の職務)

第12条 顧問は市長をもってあて、会議の運営並びに県や青少年育成県民会議との連絡提携に関し指導助言する。

2 会長は会議の業務を総理し、この会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長があらかじめ指示した順序によってその職務を代行する。

4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、この会議の日常業務を処理する。

5 常任理事は、第8条に定めるところによりその職務を行なう。

- 6 理事は、第7条の定めるところにより、その職務を行なう。
- 7 監事は、業務執行及び会計の状況を監査し、その結果を理事会に報告する。
(役員の選任等)

第13条 会長、副会長は、常任理事の互選とし、理事会において承認する。

- 2 常任理事及び監事は、理事会において承認する。
- 3 理事は、各育成会の役員の代表者及び加入団体、機関の代表者から選出する。
(役員の任期等)

第14条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、常任理事会がこれを選出し、次の理事会の承認を求めるものとする。
- 3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期が終了した後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

第五章 会 計

(会計年度)

第15条 この会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経 費)

第16条 この会議に必要な経費は、会費、寄付金、助成金等をもって充てる。

第六章 補 則

(執行規則)

第17条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営について必要な事項は理事会が定める。

附 則

1. この規約は、平成17年8月23日から施行する。

附 則

1. 本会発足と同時に役員となった者の任期は、従来の規約に関わらず平成19年3月31日までとする。
2. この規約は、平成19年4月1日から施行する。
3. この規約は、平成27年4月27日から施行する